

新市まちづくり計画

水と緑・歴史と文化が共生する ふれあい豊かなまち
～ みんなでつくる 夢ある宇陀 ～

大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村合併協議会

宇陀市（平成28年3月変更）

宇陀市（令和3年3月変更）

－目次－

| | |
|----------------------|----|
| 1. 序論 | |
| (1) 新市まちづくり計画策定方針 | 1 |
| (2) 合併の必要性 | 2 |
| 2. 新市の概況 | |
| (1) 新市の概況 | 5 |
| (2) 住民意向の把握 | 10 |
| (3) 総合計画にみるまちづくりの方向性 | 11 |
| (4) 今後のまちづくりに向けた主要課題 | 12 |
| 3. 新市の人口見通し | |
| (1) 目標年次 | 15 |
| (2) 目標人口 | 15 |
| 4. 新市まちづくりの基本方針 | |
| (1) まちづくりの基本理念と将来像 | 16 |
| (2) 新市におけるまちづくりの基本方針 | 19 |
| (3) 地域整備の方針 | 21 |
| 5. 新市の主要施策 | |
| (1) 施策の体系 | 23 |
| (2) 主要施策 | 26 |
| (3) 公共施設の統合整備 | 42 |
| 6. 財政計画 | |
| (1) 前提条件 | 43 |
| (2) 歳入・歳出計画 | 45 |

1. 序論

(1) 新市まちづくり計画策定方針

1) 計画の趣旨

本計画は、大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村の合併後のまちづくりを進めるための基本方針を定めるとともに、これに基づくまちづくり計画を策定して、その実現を図ることにより、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとする。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、合併後の新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとする。

2) 計画の構成

本計画は、新市まちづくりのための基本方針（将来ビジョン）、基本方針を実現していくための新市の主要施策、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成する。

3) 計画の期間

各施策における主要事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後の20か年とする。

4) その他

本計画の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視点に立つものとする。

公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとする。

また、財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとする。

(2) 合併の必要性

1) 合併の必要性

今日、地方分権の進展や少子高齢化といった社会環境の変化に加え、住民のライフスタイルの変化に伴う生活圏の拡大、さらには厳しい財政状況など、単独の市町村のみの取組みでは限界のある様々な課題への対応が求められている。

大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村の4町村は、郡としての地理的・歴史的つながりや、行政間のつながりなど、これまでも深い関わりを有しており、合併は、この様な課題に一体的・総合的に対応していく非常に有効な手段であると考えられる。

① 地方分権化への対応

地方分権の進展により、これまで国や県が決定・実施してきた事務や事業のうち、住民に身近なものは市町村が自らの責任と判断で進めていくことが求められ、それぞれの個性を活かした自主的・自立的な行政施策やサービスの展開が期待される。

そのためには、これまで以上に政策立案能力のある人材や専門職員を確保・育成していくとともに、増加する事務量に対応していくための職員の適正配置や、自ら事業を実行していくための安定した行財政基盤づくり、さらには、まちの主役である住民と一体となった協働のまちづくりの推進を図っていくことが必要である。

② 少子高齢化への対応

4町村においては、人口の減少が進んでおり、少子高齢化も全国的なペースを上回っていることから、今後、地域の活力低下が懸念される。

高齢化がさらに進めば、保健・福祉・医療面で必要なサービスや、それに伴う経費の増加が予想される一方、税収の増加は見込みにくいことから、基本的な行政サービスの提供に支障をきたすことも予想される。

少子高齢化への対応としては、高齢者の生活支援や介護等福祉・医療分野に係る人材・財源の確保に加え、子育てしやすい環境づくりや定住環境の向上などによる少子化・若年層流出の抑制、さらにはこれらの施策やサービス展開を、より効率的に行うための適正な施設・人員の配置が必要である。

③ 生活圏の拡大や広域的課題への対応

住民の生活行動圏域は、既に行政区域を越えて広がっており、その様な生活行動を支える広域的な道路や、圏域内の情報ネットワークなどをいかに効果的に整備していくかが課題となっている。

また、1つの町村での実施が困難な事業については、広域的かつ効率的に取り組むために、これまでも周辺市町村を含めた様々な組み合わせで事務組合組織を設立し、共同で事業を実施してきている。しかし、共同で取り組むべき事業の中には、実施に際して町村間の調整や合意形成を図るのが困難なものも増えてきていることに加え、産業振興や環境対策等、広域で取り組んでいくことが効果的な新たな課題も増加している。

このような課題に対応していくためには、圏域の一体的な地域づくりを進めていくための政策決定のしくみを整え、圏域全体から見てより必要性の高い生活基盤に対する重点的な投資や、地域間の連携による効率的かつ効果的なサービス提供の体制づくりが必要である。

④ 財政安定化への対応

全国のほとんどの市町村は、財源の多くを国や県にたよっており、4町村全体で見ても、地方交付税等国や県から交付される財源（依存財源）が3/4を占めており、町村税をはじめとする独自の財源（自主財源）はわずか1/4程度しかない状況にある。

人口の減少、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少が進むことによって、納税する人が減り、税収が少なくなる一方、高齢化の進展による保健・福祉・医療費の増大や、若年層の流出を抑制するために必要な施策の実施など、出て行くお金は増加することも予想される。

さらに、自治体の財政基盤や自立の強化を図るため、国庫補助負担金の廃止・削減、地方への税源移譲、地方交付税の削減の3つを同時に進める「三位一体改革」が強力に進められつつあり、4町村においても国から交付される地方交付税等の減少は避けられない見通しにある。

このような状況の中、財政の安定化を図っていくためには、人件費をはじめとする行政コストの削減や公共施設の効率的な整備等限られた財源の有効活用を行うとともに、既存公共施設等の有効利用の促進や、住民との協働のまちづくりの推進を図りながら、効率的な行政サービス提供の仕組みづくりを行う一方で、若者の定住促進や産業振興による税収の安定化を図り、財政基盤を確立することが必要である。

2) 合併の効果

アンケート調査結果を見ると、全体では、「人員削減による行財政改革の推進」に対する期待が突出し、次いで「福祉・文化施設等の公共施設の整備充実」、「広域的視点で効果的なまちづくりの推進」「財政基盤の安定強化」「他町村の公共施設利用等の利便性向上」に対する期待が高くなっている。合併の効果を十分に発揮し、このような期待に応えて行くことが求められる。

■ 人員削減等による行財政改革の推進

町村長をはじめとする特別職は、4町村が合併すれば人数が1/4となり、また現在の4町村で57人の議員も、合併によって最終的に26人以下となる。さらに、総務や企画部門等各町村に共通する部門の職員や経費の削減が可能となる一方、政策立案能力のある人材や専門職員の確保・育成を図るなど、合併によって地方分権社会に対応していくための行政改革を、一層推進していくことが可能となる。

また、合併することで財政規模が大きくなるとともに、人件費をはじめとする経費の削減、類似施設への二重投資の回避等、節約可能な支出をできる限り抑制することによって生じる余裕財源で、柔軟な財政運営が可能となる。

■ 公共施設の整備等広域的な視点に立ったまちづくりの推進

地域全体の均衡ある（バランスの良い）発展と地域の特性を活かした役割分担、住民ニーズなどを踏まえつつ、中核となる新たな住民の交流施設や、道路をはじめとする旧町村間にまたがる生活基盤施設等に対し、重点的な投資が可能になる。また、そのような事業に対しては、国からの財政的な支援（合併特例債等）も受けられる。

4町村ではこれまでも事務組合組織による広域行政を行ってきたが、合併すれば、適正な施設・人員の配置により、地域の一体的な取り組みをより効率的に行うことが可能となる。例えば、豊かな自然環境や歴史・文化資源等を生かして広域観光ネットワーク化を図るなど、地域間の連携・交流を促進することが可能になる。

■ 公共施設利用等の利便性の向上や行政サービスの充実

合併することによって、町村の境界がなくなり、利用可能な住民サービスの窓口が増加するとともに、文化施設やスポーツ施設等の公共施設の相互利用が可能になるなど、広域的な利便性が高まる。

また、行政組織の再編成と人材の適正配置を行うことで、高度化・多様化する住民ニーズや増加する事務に対応していくことが可能となる。例えば、高齢化が進展する中で住民からの要望が高い、福祉・保健・医療等の専門行政サービス部門に専門職員を増強配置することが可能となる。

2. 新市の概況

(1) 新市の概況

1) 新市の位置と地勢

新市は奈良県の北東部に位置し、北は都祁村、山添村、西は桜井市、南は吉野町、東吉野村、東は曾爾村、三重県名張市に接している。新市の面積は 248k m²に達し、県全体の 6.7% を占めることとなる。

近鉄大阪線によって、京都・大阪方面や名古屋・伊勢方面と結ばれており、また、大阪方面から新市への自動車によるアクセスについては、最寄りの IC である名阪国道針 IC と大阪・松原 JCT（西名阪自動車道）とが約 1 時間で結ばれる距離にある。

また、新市は大和高原とよばれる高原地帯に位置しており、一定の平野部を有しているものの、山間部にも集落等が点在している。土地利用の状況は、山林が全体の 72% を占めており、宅地は 4% 弱に過ぎない。

気候は、内陸性気候であり、冬は季節風の影響を強く受けるため寒さが厳しい一方で、夏は冷涼である。降水日数も多く、年間降水量は約 1,500mm となっている。

2) 人口動向

平成 12 年の総人口は 39,762 人で、平成 7 年に比べ、5.4% 減少している（県全体は 0.8% 増加）。県全体に占める割合は、2.8% にとどまっている。

年齢階層別の人口構成をみると、65 歳以上人口の割合は、平成 12 年時点で 22.4% に達しており、奈良県全体の 16.6% を大きく上回る水準となっている。一方、15 歳未満人口（年少人口）の割合は 13.4% となっており、奈良県全体の 14.8% をやや下回る水準となっている。

世帯数については、平成 12 年で 11,699 世帯となっており、核家族化の影響から、昭和 60 年以降増加傾向を維持している。

<人口・世帯数の推移（国勢調査）>

（単位：人、世帯）

| | | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 |
|------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総人口 | | 41,874 | 41,736 | 42,035 | 39,762 |
| 年少人口（15歳未満）割合 | | 21.1% | 18.6% | 16.2% | 13.4% |
| 生産年齢人口（15～64歳）割合 | | 65.5% | 65.8% | 65.3% | 64.2% |
| 老年人口（65歳以上）割合 | | 13.3% | 15.5% | 18.5% | 22.4% |
| 世帯数 | | 10,280 | 10,879 | 11,614 | 11,699 |
| 県全体 | 人口 | 1,304,866 | 1,375,481 | 1,430,862 | 1,442,795 |
| | 世帯数 | 375,311 | 413,323 | 456,849 | 486,896 |

3) 産業

① 産業構造

新市の就業者総数は、総人口と同程度のペースで減少してきている。平成12年における産業別就業人口を見ると、第1次産業が9.6%、第2次産業が28.4%、第3次産業が60.4%となっており、第1次産業就業者の割合が奈良県全体よりも高いのが特徴である。

<産業別就業者数の推移（国勢調査）>

(単位：人)

| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | |
|-------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | | | | 新市 | 県全体 |
| 就業者総数 | 19,318 | 19,298 | 19,761 | 18,590 | 655,663 |
| 第1次産業 | 3,230 | 2,382 | 2,137 | 1,776 | 21,003 |
| | 16.7% | 12.3% | 10.8% | 9.6% | 3.2% |
| 第2次産業 | 5,803 | 5,969 | 5,854 | 5,271 | 191,152 |
| | 30.0% | 30.9% | 29.6% | 28.4% | 29.2% |
| 第3次産業 | 10,226 | 10,746 | 11,697 | 11,231 | 432,140 |
| | 52.9% | 55.7% | 59.2% | 60.4% | 65.9% |

※下段は就業者総数に占める割合で、就業者総数には分類不能を含んでいるため、合計は100%にはならない。

② 農林業

農業は、水稻を基幹として、宇陀牛などの畜産、高原野菜の栽培などが行われている。平成13年の農業粗生産額は33億2千万円であり、県全体に対する人口シェアと比較しても、大きな比重を占めていることがうかがえる。ただし、近年、都市化の進む地域では農地転用が進み、過疎化の進む地域では後継者難等による耕作放棄が進むなど、畜産を含めて農業に衰退傾向が見受けられる。

また、新市の土地利用の7割以上が山林であるため、林業は重要な産業となっている。林業労働者数は平成12年時点で168人と奈良県全体の10.4%を占めている。しかし、近年の輸入材の流入や後継者難などから林業労働者数は急速に減少してきているのが現状である。

③ 工業（製造業）

工業は、木材・木製品を扱う製材業が中心となっており、吉野葛をはじめとした伝統的な食品の製造業、毛皮革産業など特徴ある伝統的な地場産業がみられる。しかし、平成14年の製造品出荷額等は121億円と奈良県全体の0.6%にとどまっている。

④ 商業

商業については、平成14年において、卸売販売額が31億円と奈良県全体に占めるシェアが0.3%、小売販売額が232億円で県全体に対するシェアが1.9%と、いずれも人口シェア(2.8%)に比較して低い状況にある。また、人口1人当りの小売業年間販売額も県平均と比較して低い状況にあり、購買力が他地域に流出していることがうかがえる。商店数と比較して売場面積の県全体に対するシェアが低いことから、小規模小売店が多いことがうかがえる。

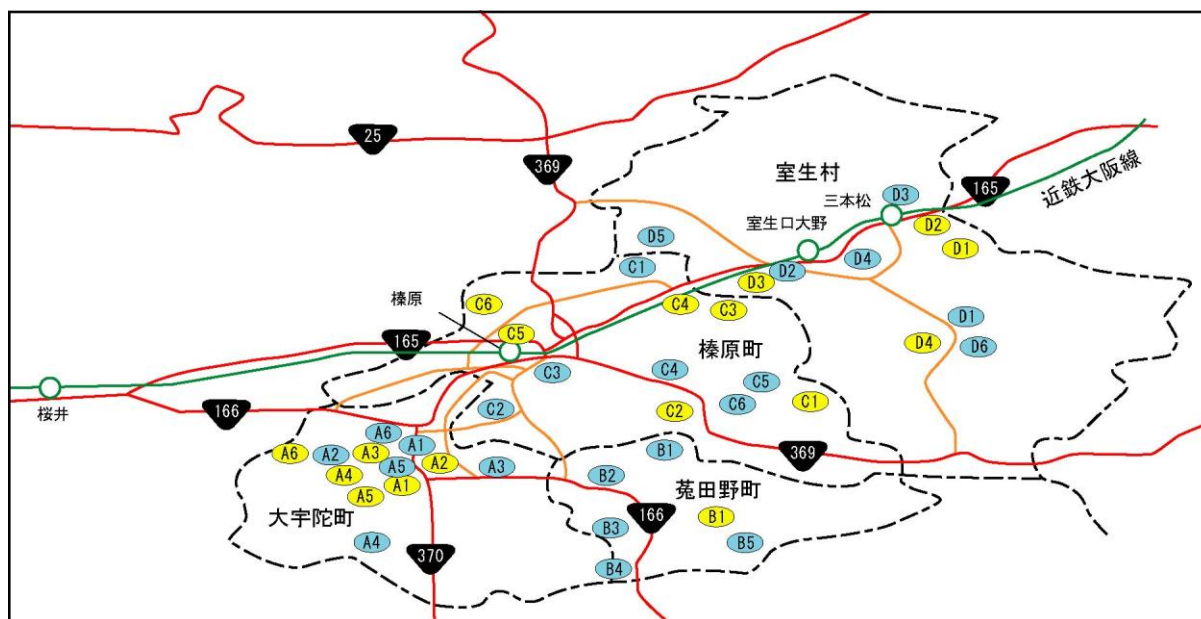
<産業の現状>

| | 農業 粗生産額 (千万円) | 林業 労働者数 (人) | 製造品 出荷額等 (百万円) | 卸売業 年間販売額 (百万円) | 小売業 | | | |
|----------------|-------------------------|-------------------|----------------------|-----------------------|------------|-------------|----------------|-----------------|
| | | | | | 商店数 (店) | 売場面積 (㎡) | 年間販売額 (百万円) | 人口1人あ たり(千円) |
| 新市 | 332 | 168 | 12,148 | 3,055 | 479 | 33,226 | 23,236 | 584 |
| 県全体に対 するシェア | 6.0% | 10.4% | 0.6% | 0.3% | 3.7% | 2.4% | 1.9% | — |
| 県全体 | 5,569 | 1,614 | 1,992,530 | 881,922 | 12,933 | 1,381,786 | 1,214,778 | 842 |
| 資料 | 生産農業 所得統計 (平成13年) | 国勢調査 (平成12年) | 工業統計調査 (平成14年) | 商業統計調査 (平成14年) | | | | |

⑤ 交流産業（観光）

新市は、古事記や日本書紀の時代から歴史の舞台となっており、女人高野として名高い室生寺をはじめ数多くの歴史文化資源を有している。「歴史街道モデル事業地区」の指定を受け、メインルートの古代史ゾーンとして整備が進められている地域もある。また、室生・赤目・青山国定公園の一部を形成し、豊かな自然資源に恵まれている。これら豊富な観光資源が存在することから、ハイキングルートなどにより各ポイントを訪れる観光客が多くみられる。

<自然、歴史文化資源、施設>



| 施設(黄色) | | | 資源(青色) | | | | |
|--------|-------------|----|-------------|----|-------------|----|----------|
| A1 | 道の駅「宇陀路大宇陀」 | C1 | ふるさと水車広場 | A1 | 松山西口関門(黒門) | C1 | 山部赤人の墓 |
| A2 | 歴史文化館「薬の館」 | C2 | たかぎふるさと館 | A2 | 本郷の瀧桜(又兵衛桜) | C2 | 八咫鳥神社 |
| A3 | かぎろひの丘万葉公園 | C3 | 子供のもり公園ゆうゆう | A3 | 森野旧薬園 | C3 | 墨坂神社 |
| A4 | 阿騎野・人麻呂公園 | C4 | 美榛苑みはる温泉 | A4 | 大蔵寺 | C4 | 悟真寺 |
| A5 | 大宇陀温泉あきののゆ | C5 | ふれいギャラリー | A5 | 阿紀神社 | C5 | 仏隆寺 |
| A6 | 松源院民芸館 | C6 | 鳥見山公園 | A6 | 徳源寺 | C6 | 千本杉 |
| B1 | ほたる公園 | D1 | 滝谷花しょうぶ園 | B1 | 平井大師山石仏群 | D1 | 室生寺 |
| | | D2 | 道の駅「宇陀路室生」 | B2 | 宇太水分神社 | D2 | 大野寺 |
| | | D3 | 不思議の森公園 | B3 | 菟田の高城 | D3 | 安産寺・子安地藏 |
| | | D4 | 花の苑(はなのその) | B4 | 八つ房杉(桜実神社) | D4 | 弥勒磨崖仏 |
| | | | | B5 | 日張山青蓮寺 | D5 | 向淵スズラン群落 |
| | | | | | | D6 | 龍穴神社 |

(A—大宇陀町、B—菟田野町、C—榛原町、D—室生村)

(町村資料より作成)

4) 公共施設等の整備状況

① 交通環境

新市の北側に位置する名阪国道(国道25号)は、京阪神と中京を結ぶ自動車専用道であり、重要な広域幹線道路となっている。また国道165号は、新市と桜井市及び名張市とを結び、国道369号は、名阪国道と新市とを結ぶとともに、松阪市へ通じている。国道370号は、吉野・熊野方面へ、国道166号は、新市と桜井市を結ぶとともに、伊勢方面へ向かう幹線道路となっている。

これらの国道は、主要地方道、一般県道等によりネットワークがなされているが、その道路網は市街地部、山間部ともに未整備区間が存在し、地域間のアクセスは十分とはいえない状況にある。また、新市道についても改良率は低い状況にある。

公共交通は、近鉄大阪線が新市を東西に横断しており、新市内には3駅が設置されている。榛原駅は大阪方面への交通条件が良く、大阪都市圏への通勤・通学の拠点駅として、利用者も多く、平成15年3月からは特急が停車し、利便性が向上している。

また、鉄道駅と各地域間の連絡はバスが主な交通手段となっており、現在民営のバス2社が路線バスを運行している。

② 上下水道施設

水道の普及率は、圏域全体では81%となっているが、地域により格差がみられる。そのうち、上水道により給水を受けているのは半数弱であり、他は簡易水道による給水となっている。

一方、生活排水については、公共下水道及び浄化槽等により整備が進められており、処理率は全体で60%強となっている。

③ 教育文化・スポーツ関連施設

新市内には保育所が11ヶ所、幼稚園が7ヶ所あり、現状においては施設数としては充足していると考えられる。小学校・中学校においては、児童・生徒数の減少による学校の統合が進められ、遠距離通学児童・生徒の割合が高くなっており、施設によっては老朽化も進んでいる状況が見られる。

また、各地域には、住民の日常的なスポーツのための施設や文化・コミュニティ施設が整備されており、今後はこれらを活用した施設内容の充実が求められている。

④ 医療、福祉施設

新市には公立の総合病院が1ヶ所、民間の病院が1ヶ所、診療所・医院が17ヶ所開設されている。行政面積が広いために、医療施設までの平均的な距離は遠く、また入院治療や特定診療科目については、新市内の病院のみならず市外の総合病院等の利用も見受けられる。

福祉施設については、地域によって整備されている施設内容に差は見られるものの、特別養護老人ホーム5施設、老人福祉センター2施設、デイサービスセンター5施設をはじめ、一定の施設整備がなされている。

5) 新市の現況まとめ

新市は、歴史・文化・住民生活等の地域間のつながりや一体性が強く、豊かな自然・歴史等の地域特性を活かしながら、一体となった魅力と個性あふれるまちづくりを推進していくことが期待される。また、地域の抱える問題点なども共通項が多く、広域的な視点に立った取り組みが求められる。

■速いペースで進行する少子高齢化

- ・減少傾向が著しい総人口
- ・県平均に比較し、かなり速いペースで少子高齢化が進行

■圏域外への人口や購買力の流出

- ・近鉄大阪線を利用した通勤・通学の利便性が良好
- ・通勤通学における大阪などへの人口流出
- ・周辺都市と比較して商業基盤が弱く、購買力が流出

■多彩な自然資源が集約された地域

- ・宇陀盆地と山間地帯からなる地勢
- ・室生・赤目・青山国定公園に代表される多彩な自然とそれを活かした多くの観光・レクリエーション施設
- ・圏域を訪れる多くの観光客
- ・県下を代表する農用地と田園景観
- ・自然保護や公害防止等に対する住民の高い意識

■国を代表する歴史資源を有する地域

- ・室生寺に代表される多くの社寺
- ・旧城下町や宿場町の雰囲気や今に伝える歴史街道の街なみ

■地域の特性を活かした特徴的な産業

- ・高原野菜や宇陀牛に代表される第1次産業
- ・木材・木製品、毛皮革製品などの特徴的な地場産業と近年の伸び悩み
- ・商店街等の小規模小売店を中心とした商業

■地域格差の見られる交通環境

- ・近鉄大阪線や名阪国道、国道165号など充実した広域交通網
- ・未整備区間の多い道路網
- ・主な地域内の移動手段である民営路線バス

■行政サービスの効率性低下

- ・集落の点在や、過疎化の進行による行政サービスの効率性や地域内互助機能の低下

(2) 住民意向の把握

住民アンケート調査結果より、将来のまちづくりの方向性についての住民の意向を整理する。

1) 将来イメージ

全体では、「多世代が共に集うまち」「自然・歴史・文化遺産を保全するまち」「保健・医療・福祉の充実したまち」が上位を占めている。

「自然・歴史・文化遺産の保全」については、30歳代以下や学生で特に高く、郷土への愛着や関心の根幹にある思いがうかがえる。「保健・医療・福祉の充実したまち」については、特に50歳代以上で高く、健康面での様々な問題が増大する年齢層としての不安・関心がうかがえる。「多世代が共に集うまち」については、特に30歳代以上で高く、福祉への関心とともに、子育て等の問題が増大するファミリー形成層の不安・関心がうかがえる。

2) 合併した場合に力を入れてほしいこと

将来イメージと同様な傾向として、「健康対策（保健・医療）」への要望が最も高く、次いで「福祉対策」や「若年層対策（子育て支援や定住促進等）」が高く、少子高齢化・過疎化の進展に伴う将来不安への対応施策も強く望まれている。

また、「自然保護や公害防止等の環境保全」に対する要望も高く、地域特性の保全が望まれている。道路・上下水道・公園や公共交通サービスの充実等の要望も高くなっており、地域全体の活性化につながるような公共基盤の整備が望まれている。

3) 定住意向

全体では、定住希望が約8割を占めている。しかし、年齢別にみると、若い層ほど定住しない、またはわからないという意見が多く、定住促進が重要な課題である。

4) 合併に期待すること

「人員削減による行財政改革の推進」が最も期待されており、「財政基盤の安定強化」も加えた広い意味での行財政改革に対する期待がうかがえる。「福祉・文化施設等の公共施設の整備充実」「広域的視点で効果的なまちづくりの推進」「他町村の公共施設利用等の利便性向上」など、地域全体の生活利便性の向上や活性化への期待も大きくなっている。

一方、「大型プロジェクトの実施」は低い値にとどまっており、大型プロジェクトの実施による将来の財政悪化への懸念・不安もうかがえる。

5) 合併についての不安

一方、アンケート調査結果によると、合併に対する不安としては、「中心部と周辺部で、行政サービスに格差が生じるのではないかと」「公共料金などの住民負担が増えるのではないかと」が突出して高く、次いで「サービスが行き届かなくなるのではないかと」「役所が遠くなり不便になるのではないかと」が高くなっている。新市においては、このような不安に十分に留意したまちづくりが求められる。

(3) 総合計画に見るまちづくりの方向性

4 町村の総合計画、基本計画における将来像等を整理すると、豊かな自然環境や歴史文化を守り、まちの魅力・活力を活かし、ともに歩み・共生していく「自然と歴史を基調とするまちづくり」の姿勢、「元気・躍動・ぬくもり・安らぎ・愛着・希望」といった住民の心の豊かさを大切にし、住民一人ひとりが輝くまちづくりをめざしていく姿勢など、共通項が多い。

総合計画に見る4町村のまちづくりの方向性

| 町村名 | 基本理念・将来像 | 基本目標・重点方向 |
|------|---|---|
| 大宇陀町 | <p>かぎろひ浪漫 –ライブタウンおおうだー</p> <p>◎かぎろひ浪漫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大宇陀町の豊かな風土そのものと自然と共生するまちづくり ・時を隔て共感できる歴史や価値を大切にす るロマンあふれるまちづくり <p>◎ライブタウン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間性豊かな地域や新たな暮らしを創るま ちづくり ・未来を拓く躍動感や元気あふれるまちづくり | <p>【交流の町を創る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時(歴史)の十字路整備構想 ○親水回廊づくり構想 <p>【暮らしの町を創る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いきいき長寿のまちづくり構想 ○親自然生活タウン整備構想 ○広域アクセス強化構想 <p>【元気な町をつくる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かぎろひロマン機構設立構想 ○地域産業融合化支援構想 ○ふれあいのコミュニティづくり構想 |
| 菟田野町 | <p>ぬくもりのあるもっと元気なまち菟田野</p> <p>◎ふれあいとやすらぎの里</p> <p>◎ふるさとのぬくもりを明日につなぐ町</p> <p><3つのまちづくりキーワード></p> <p>自然・交流・住民</p> | <p>【自然と共存できるまち構想】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自然の活用事業の推進 ②自然の創出事業の推進 <p>【交流が広がるまち構想】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住民間の交流事業の推進 ②都市との交流事業の推進 ③福祉の交流事業の推進 ④産業間の交流事業の推進 <p>【住民が主役のまち構想】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住民参画のまちづくりの推進 |
| 榛原町 | <p>文化の花開き、やさしい風吹く</p> <p>「高原文化のまち」 –はいばら</p> <p>上記をキャッチフレーズとし、高原の爽やかな 風に四季の草花が香りたち、豊かな文化が育 まれ、多くの人々が交流する、個性的で魅力あ るまちづくりを進める</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○培われた歴史とみがかれた文化にであい、ときめきを感じるまち ○恵まれた環境の中で人々がすこやかに育つまち ○安心して暮らすことのできるやすらぎのあるまち ○あたたかい心となごやかな人間関係が育まれるまち ○様々な活動が展開され、人々でにぎわうまち |
| 室生村 | <p>自然と文化が調和し、自然とひとが共生する ところ豊かに暮らせる村づくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○生活基盤諸施設の整備(うるおいのある室生村の創造) ○新しい「観光産業」の創造(夢が広がる室生村の創造) ○産業の活性化(活力ある室生村の創造) ○人権問題の解決と人権の確立(すべての人が輝く室生村の創造) ○教育・スポーツ・文化・芸術活動の振興(ふれあいのある室生村の創造) ○福祉・保健医療等の増進(温かい暮らしのある室生村の創造) ○快適で安全な村づくりの推進(安心して暮らせる室生村の創造) |

(各町村の総合計画、基本計画等より作成)

(4) 今後のまちづくりに向けた主要課題

1) 新市の現況と課題の体系

■新市の現況

- ・ 早いペースで進行する少子高齢化
- ・ 圏域外への人口や購買力の流出
- ・ 多彩な自然資源が集約された地域
- ・ 国を代表する歴史資源を有する地域
- ・ 地域の特性を活かした特徴的な産業
- ・ 地域格差の見られる交通環境
- ・ 行政サービスの効率性低下

■共通項のあるまちづくりの方向性

- ・ 地域の豊かな自然環境や歴史文化を守り、まちの魅力・活力を活かし、ともに歩み・共生していく「自然と歴史を基調とするまちづくり」の姿勢
- ・ 「元気・躍動・ぬくもり・やすらぎ・愛着・希望」といった住民の心の豊かさを大切にし、住民一人ひとりが輝くまちづくりをめざしていく姿勢

■社会環境の変化への対応

- ・ 地方分権化への対応
- ・ 多様化する住民ニーズへの対応
- ・ 高度情報化社会への対応
- ・ 地域間競争への対応
- ・ 雇用確保や若者定住への対応
- ・ 住民参加型まちづくりへの対応
- ・ 環境に配慮したまちづくりへの対応
- ・ 地域資源を活かしたまちづくりへの対応
- ・ 行財政改革への対応

■アンケートに見る住民の意識

○将来イメージ

「多世代が共に集うまち」「自然・歴史・文化遺産を保全するまち」「保健・医療・福祉の充実したまち」が上位を占めている。

○定住意向

全体では、定住希望が約8割を占めているが、若年層では定住しない、またはわからないという意見が多く、定住促進が重要な課題である。

○合併した場合に力を入れてほしいこと

「健康対策（保健・医療）」への要望が最も高く、次いで「福祉対策」や「若年層対策（子育て支援や定住促進等）」が高い。

○合併に期待すること

「人員削減による行財政改革の推進」が最も高く、行財政改革に対する期待がうかがえる。

○合併についての不安

「中心部と周辺部で、行政サービスに格差が生じるのではないかと」「公共料金などの住民負担が増えるのではないかと」が突出している。

■今後のまちづくりに向けた主要課題

- ・ 少子高齢化に対応した定住環境づくり
- ・ 自然・歴史文化等の地域資源の保全と活用促進
- ・ 地域産業の振興と交流人口の拡大
- ・ 快適で利便性の高い生活環境基盤の整備・充実
- ・ 住民・行政の協働による効果的・効率的なまちづくりの推進

2) 今後のまちづくりに向けた主要課題

新市の概要、住民意向、各町村総合計画における方向性、および社会環境の変化を踏まえつつ、将来のまちづくりに関する主な課題を以下のように設定する。

① 少子高齢化に対応した定住環境づくり

人口減少と少子高齢化が進行しており、まちの活力を維持・強化していくためには、新市における定住促進と、若年層の定着化による年齢構成のバランス改善を図っていくことが必要である。

アンケート調査では、「安心して子どもを産み育て、高齢者が生きがいをもって暮らせる、多世代が共に集うまち」「保健・医療・福祉の充実したまち」に対する住民意向が特に高く、地域における保健・医療サービスの一層の充実や、住民一人ひとりの人権が尊重され心豊かに暮らせる福祉のまちづくりの推進など、健康で安心して地域で住み続けられるような環境づくりを進めていくことが望まれる。

特に、乳幼児・児童・若者が、地域で健全に育ち、地域に住み続けたい、戻ってきたい、また、子供を産み育てたいと思えるような、環境づくりが望まれる。

② 自然・歴史・文化等の地域資源の保全と活用促進

地域の豊かな自然と、その中で育まれた歴史・文化等の資源は、新市の大きな財産であり、多くの観光客を魅了している。

アンケート調査でも、「豊かな自然環境や多彩な歴史・文化遺産を維持保全するまち」に対する住民意向は極めて高く、住民にとっても郷土の個性や魅力を構成する重要な要素として重要視されている。

しかしながら、近年、ゴミ・産業廃棄物の不法投棄の問題などが生じており、良好な自然環境等の保全を図ることが望まれる。

また、地域全体で観光客を呼び込み、滞留・回遊させるような取り組みが遅れていることから、観光地の連携や交流の場づくりなど、新市の一層の魅力づくりのため、地域資源の利活用促進を図っていくことが望まれる。

③ 地域産業の振興と交流人口の拡大

地域の産業は、近年の社会経済環境の低迷の影響もあるものの、農林業・商工業とも競争力に乏しく低調に推移しており、殊に農林業については、高齢化、後継者不足等の問題も抱えている。

新市における経済的基盤の強化と雇用の確保を図るためにも、山林育成及び農業等生産基盤の整備・充実を図るとともに、高原野菜や宇陀牛、木材製品や毛皮革製品をはじめとする地域の既存産業の有する特性や技術を十分に活用するため、若者が希望のもてる組織、システムの構築を図りながら、企業・人材の育成強化や、付加価値の高い製品・特産品・加工品の開発など、地域産業の振興を図っていくことが望まれる。

また、新市の活性化やにぎわい強化を図っていくためには、夜間人口だけでなく、観光客・住民を含めた交流人口（昼間人口）の増大を図っていくことが有効であることから、多彩な自然・農林業・歴史文化資源を有効に活かし、新たな体験・交流空間の創造や観光サービス等の充実・強化を図っていくことが望まれる。

④快適で利便性の高い生活環境基盤の整備・充実

アンケート調査では、「道路・上下水道・公園等の基盤整備」「公共交通サービスの充実」等の生活環境基盤に対する住民意向が比較的高くなっており、定住促進のためにも、これらの整備・充実を図っていくことが必要である。

特に、新市においては、行政区域が広く、地域間の相互交流や連携を深め、また地域全体が一体となったバランスある発展を図っていくことが求められることから、幹線道路網の整備やバスネットワークの充実、鉄道の利用利便性の強化など、移動しやすい交通環境づくりが望まれる。

さらには、新市内の情報通信ネットワークを充実させ、高度情報通信基盤を活かした地域内外の交流促進や、行政サービスの維持・強化を図るなど、特色ある取り組みも望まれる。

また、新市の玄関口にふさわしい駅ターミナル機能の充実や、上下水道・公園等生活基盤の整備等魅力ある住環境の充実・向上も望まれる。

⑤住民・行政の協働による効果的・効率的なまちづくりの推進

人口、産業の伸び悩みに伴う税収減や、現在進められている「三位一体改革」による地方交付税の削減の見通し等、地方財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況である。

アンケート調査においても、合併に期待する点として「人員削減による行財政改革の推進」が最も高く、「財政基盤の安定強化」も加えた広い意味での行財政改革が強く求められている。

また、「広域的な視点に立った効果的・効率的なまちづくりの推進」「旧の他町村の公共施設利用等の利便性の向上」も高く、効果的・効率的なまちづくりが求められている状況である。

このため、組織の再編成や人材の適正配置、適切な公共投資と既存施設等の利活用促進など、効果的・効率的な行財政の運営が望まれる。

また、そのためには、行政だけでなく、まちの主役である住民の主体的な参加に基づき、住民と行政が協働してまちづくりを進めていくことが必要である。

今後、福祉・子育て・防災・地域学習・交流・環境保全等の様々な分野において、住民がボランティアや自治活動等に積極的に参加し、活力あふれる地域を創造していくような環境づくりが望まれる。

3. 新市の人口見通し

(1) 目標年次

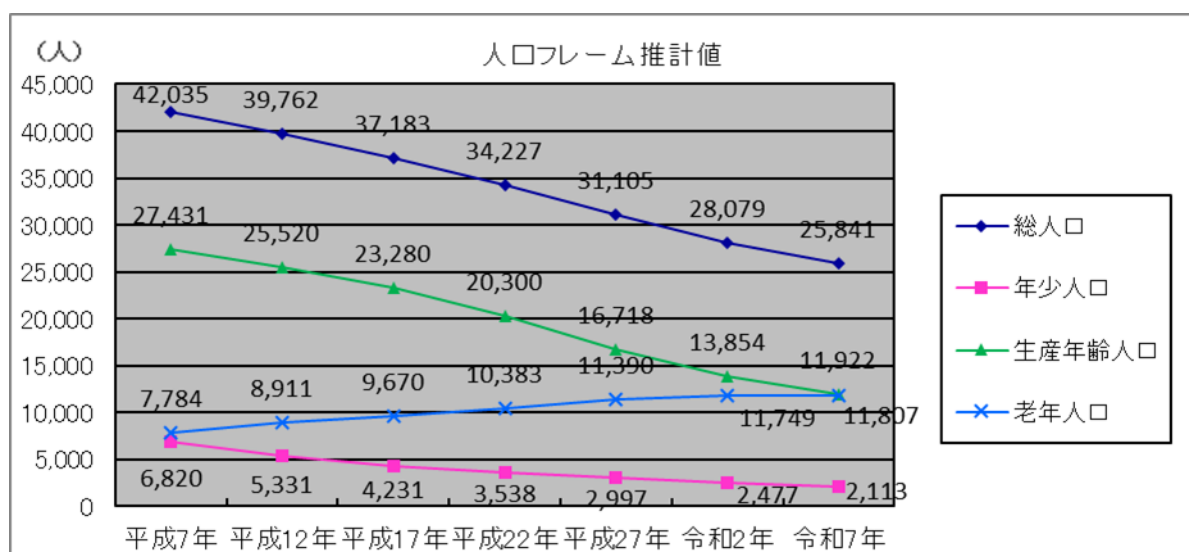
目標年次は、合併 20 年後（令和 7 年）とする。

(2) 目標人口

新市は、近年若年層の流出に伴う社会的減少が大きく、また高齢化も急速に進んでいるため、地域活力の低下が懸念される。年少人口、生産年齢人口については、このままの趨勢が続けば、出生率の低下や若者層の流出に伴い大幅な減少が予想され、新市全体の人口減少も懸念される場所である。

このため、合併を契機とした総合的な施策の推進により定住環境の向上に努め、人口減少の抑制と定住促進を図るものとし、合併 20 年後（令和 7 年）における総人口は、目標値として、約 25,800 人と設定する。

| 人口フレーム推計値 | | | | | 実績← | →推計値 | 単位:人 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | |
| 総人口 | 42,035 | 39,762 | 37,183 | 34,227 | 31,105 | 28,079 | 25,841 |
| 年少人口 | 6,820 | 5,331 | 4,231 | 3,538 | 2,997 | 2,477 | 2,113 |
| | 16.2% | 13.4% | 11.4% | 10.4% | 9.6% | 8.8% | 8.2% |
| 生産年齢人口 | 27,431 | 25,520 | 23,280 | 20,300 | 16,718 | 13,854 | 11,922 |
| 人口 | 65.3% | 64.2% | 62.6% | 59.3% | 53.8% | 49.3% | 46.1% |
| 老年人口 | 7,784 | 8,911 | 9,670 | 10,383 | 11,390 | 11,749 | 11,807 |
| | 18.5% | 22.4% | 26.0% | 30.3% | 36.6% | 41.9% | 45.7% |



4. 新市まちづくりの基本方針

(1) まちづくりの基本理念と将来像

新市におけるまちづくりの基本理念と将来像を以下のように設定する。

1) まちづくりの基本理念

豊かな自然や歴史文化を最大限に活かすまち

新市の水と緑の豊かな自然環境、多彩な歴史文化遺産等は、地域の宝であり、新市の「オンリーワン（独自性）」を構成する要素として、まちの魅力や生活の豊かさに最大限に活かしていくものとする。

地域の自然や歴史文化、さらには農林業資源に学び、体験するなど、様々なかたちで、日常的にふれ親しめるような魅力あふれるまちづくりを進める。

また、豊かな自然環境の保全や、ゴミ・水資源など環境対策の推進、住民と一体となった環境学習や環境にやさしい生活の実践など、自然との良好な共存・共生をめざしたまちづくりを進めることとする。

すべての人が安心して住み続けられるまち

新市の定住を促進するには、心身の健康とやすらぎの確保が重要であり、保健・医療、福祉サービスの質的な高度化を図るとともに、どこに住んでいても一定のサービスを受けられる体制づくり、さらには自然の恵みややすらぎある風土を活かした癒しの空間づくりなどを総合的に進める。

また、住民一人ひとりが互いの人権を尊重しながら、支え合い、多世代が共に心豊かに暮らせるような、すべての人が安心して住み続けられるまちづくりを進めていくものとする。

交流さかんな躍動感あふれるまち

新市の活力を向上させていくためには、定住人口だけでなく、交流人口の増加を図っていくことが重要であり、各種ネットワーク（道路・公共交通・情報など）の強化を図りつつ、県内はもとより京阪神・東海地域につながる立地条件を活かし、観光レクリエーションや文化等の交流活動の活性化を図るものとする。

また、そうした、ひとの出会いや交流を通じて、いきいきとした人づくりやにぎわい創造、さらには観光・商工業・農林業振興につなげるような、活力あるまちづくりを進めていくものとする。

2) まちづくりの基本姿勢

まちづくりの基本理念に基づく新しいまちづくりの実現に向けては、以下の基本姿勢のもと、住民と行政の自立と協働のまちづくりを推進していくものとする。

◆ 職員の意識改革や行財政基盤の確立に取り組んでいく姿勢

厳しい社会環境に対応できる財政基盤の強化を図るため、施策評価に基づく限られた財源の適正配分や、既存公共施設の有効活用、住民・民間の活力を活かした各種活性化施策の推進など、効率的・効果的な行政運営を一層進めていくものとする。

また、効率的な行政組織運営と創意工夫あふれる活力ある行政体制の強化を図ることが重要であり、職員の意識改革と定数の適正化とともに、住民サービスを図りやすい効率的な体制づくり等を進めていくものとする。

◆ 住民と行政が相互に協力・連携してまちづくりに取り組んでいく姿勢

新市の厳しい財政状況の中で、現在の行政サービス水準を維持し、なおかつ高度化するニーズへの対応を図っていくためには、行政・住民がそれぞれの役割を再認識し、できることを分担し合いながらより良いまちづくりを一層進めていく改革の姿勢が重要であり、住民と行政が一体となった連携・協力のまちづくりを進めていくものとする。

また、旧町村の特性やコミュニティを大切にしつつ、住民一人ひとりが元気で夢のある生活を送り、住み続けたいと思えるような地域にしていくためにも、住民相互のつながりの充実や助け合いの拡大、積極的な社会参加やまちづくりへの参画により、生きがいを持ち、自己実現できる自立した社会をつくっていくものとする。

3) 新市の将来像

以上の基本理念を踏まえ、めざすべき新市の将来像（まちのイメージ）を、以下のように設定する。

■新しいまちの姿（将来像）

水と緑・歴史と文化が共生する ふれあい豊かなまち
～ みんなでつくる 夢ある宇陀 ～

豊かな「水と緑」の恵みや「歴史と文化」を活かし、地域の個性と人々が「共に」輝くまちづくりをめざす。また、人と人、人と地域との「豊かなふれあい」を通じ、新たな活力が生まれ、すべての人が豊かに安心して暮らせる、未来に「夢」ふくらむまちをめざすこととする。

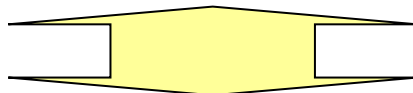


■まちづくりの基本理念

豊かな自然や歴史文化を最大限に活かすまち

すべての人が安心して住み続けられるまち

交流さかんな躍動感あふれるまち



■まちづくりの基本姿勢

職員の意識改革や行財政基盤の確立に取り組んでいく姿勢

住民と行政が相互に協力・連携してまちづくりに取り組んでいく姿勢

(2) 新市におけるまちづくりの基本方針

まちづくりの基本理念と将来像を踏まえるとともに、合併による効果の最大化に留意し、新市におけるまちづくりの基本方針を設定する。

1) 自然を大切にし、地域の魅力を活かすまちづくり

新市は豊かな自然に恵まれており、山間地域における森林の育成や水源涵養機能の維持・向上など、自然環境の保護・保全に努める。

また、高原や森林、水辺などの自然を活かしたレクリエーション・交流空間の充実や、自然や田園景観と調和した魅力ある生活環境の整備等により、大都市圏とは異なる魅力を創出し、定住魅力の向上を図る。

さらに、自然環境と共生する資源循環型社会の構築に向け、水質汚染やゴミの不法投棄など、公害の防止や管理体制の強化を図るとともに、環境美化やリサイクル活動の強化を進めていく。

2) すべての人が豊かに安心して暮らせる、健康・福祉のまちづくり

すべての人が互いの個性と人権を尊重しあい、うるおいのある豊かな生活が送れるよう、バリアフリーの推進など、暮らしやすさに配慮した身近な社会基盤の整備や、生きがいをもって社会参加を行うための各種支援体制の充実に取り組む。

また、一層進展する少子高齢化に適切に対応していくため、保健・医療サービスを利用しやすい、安心できる地域づくりをめざし、拠点的な医療機関の整備充実を図るとともに、保健・医療・福祉等に関わる各種サービスの連携強化を進め、すべての地域で安心して健康管理・相談、子育て支援等の総合的なサービスを受けられるような体制づくりに取り組む。

3) 地域のつながりを強化し、安全で快適なまちづくり

新市全体のバランスある発展と、地域内外の交流促進によるまちの活性化をめざし、さらなる幹線道路網やバス等公共交通サービスの充実など、地域のつながりを強化し、すべての人が移動しやすい交通環境整備を進める。

また、安全で快適な定住環境の充実をめざし、上下水道・ごみ処理施設、公園緑地などの生活基盤の整備や、自然と調和したゆとりある住環境の整備を図るとともに、急傾斜地対策など治山・治水の取組みや、消防・防災体制の充実を図る。

さらには、住民サービスの向上にも高い効果が期待される高度情報通信ネットワークの整備を進める。

4) 人と地域がふれあい、人と文化を育てるまちづくり

地域の特色ある自然や歴史・文化にふれ親しみ、まちへの愛着や誇りを育む、地域とのふれあい豊かなまちづくりを進める。

そのため、地域に分散する多彩な歴史資源を活かした歴史体験の場づくりやネットワークづくり、地域の伝統文化の保存・継承、交流活動の推進、新たなイベントの創造などに取り組む。

さらには、地域とのふれあいを通じて、個性と社会性、人権意識の基礎となる思いやりや生きる力を育む学校教育・生涯学習の充実に努めるとともに、文化・芸術・スポーツ活動の振興を図り、住民一人ひとりがこころ豊かに生きられるまちづくりを行う。

5) 交流を育み、産業の活力を創造するまちづくり

歴史文化資源や豊かな自然資源・産業資源を活かした、魅力あふれる観光地の整備やネットワーク化により、広域的な交流を促進し、観光・交流産業はもとより、既存産業の活性化を図る。

農林業については、生産基盤の整備・充実にともに、地産地消の推進や、地域ブランドとなる新たな特産品・加工品の開発・育成、販売ルート開拓、および担い手育成などの取り組みを進める。

地域の地場産業についても、企業・人材の育成支援を図りつつ、付加価値の高い製品開発など、活性化を図るとともに、立地条件や豊かな自然環境を活かし、新たな企業の誘致に努める。

さらには、住民の日常的な利便性確保やにぎわい創出のため、魅力ある店舗の誘致や商店街の育成を図るとともに、消費者や観光客のニーズに即したきめ細やかなサービスが行える地域商業の活性化を積極的に支援する。

6) みんなで創る、協働のまちづくり

行政情報の積極的公開や住民参画による政策づくりなど、開かれた行政を推進し、顕在化する地域の問題や課題に対して、住民や地域自らができることを考え、主体的に活動し、行政との協働により取り組んでいくという、住民自治を基盤とした新しい行政との関係づくりを進める。

そのため、福祉・育児・教育・防犯・防災などの分野において、住民相互の助け合いのコミュニティづくりや、環境美化・景観整備・地域交流活動など、よりよい地域づくりのための活動の活発化に向けて、NPO、ボランティア等の住民活動への支援に努める。

さらには、旧町村の個性、らしさや、地域で培われたコミュニティを大切にしつつ、旧町村の活性化と新市全体の飛躍が図れるような、地域自治・住民参加の仕組みづくりを図る。

(3) 地域整備の方針

各地域の特性を活かしつつ、新市全体が一体となった魅力あふれるまちづくりを進めていくための地域整備の方針を設定する。

1) エリア

土地利用の現状を踏まえつつ、大まかな土地利用の骨格（エリア）に応じて、良好な環境・景観の保全と、魅力あふれる生活基盤・環境等の整備を進めていく。

①市街地エリア

宅地の集積が高い市街地を形成しているエリアであり、計画的な都市基盤の整備や都市的な機能の整備を進めるとともに、快適で利便性の高い居住環境の整備推進をめざす。

②農住共生エリア

宇陀盆地に広がる平野部を中心とした高原地域及び中山間地域からなる、農地や既存集落の広がるエリアであり、農業の振興を図るとともに、農業資源を活かした交流・体験の場づくりや、田園風景と調和したうるおいある居住環境の形成をめざす。

③山林エリア、自然公園エリア

山林の広がるエリアであり、良好な山の緑や清流の保全と林業の振興を図る。

また、特に、室生・赤目・青山国定公園の一部を形成する自然公園エリアについては、豊かな自然の中で、やすらぎ・ふれあい・体験・環境学習等が図れるような、魅力あふれる取り組みの推進をめざす。

2) 地区拠点

各地域のバランスある発展をめざすため、旧町村の中心部については、行政の住民窓口サービスや住民活動支援の環境づくりを図るとともに、住民の交流やにぎわいの場づくりを進めていく。

さらに、市街地エリア内の地区拠点については、地区拠点相互の役割分担を図りながら、総合的な利便性の確保と、にぎわいを創出する都市機能の整備を一層進めていく。

3) 地域連携軸

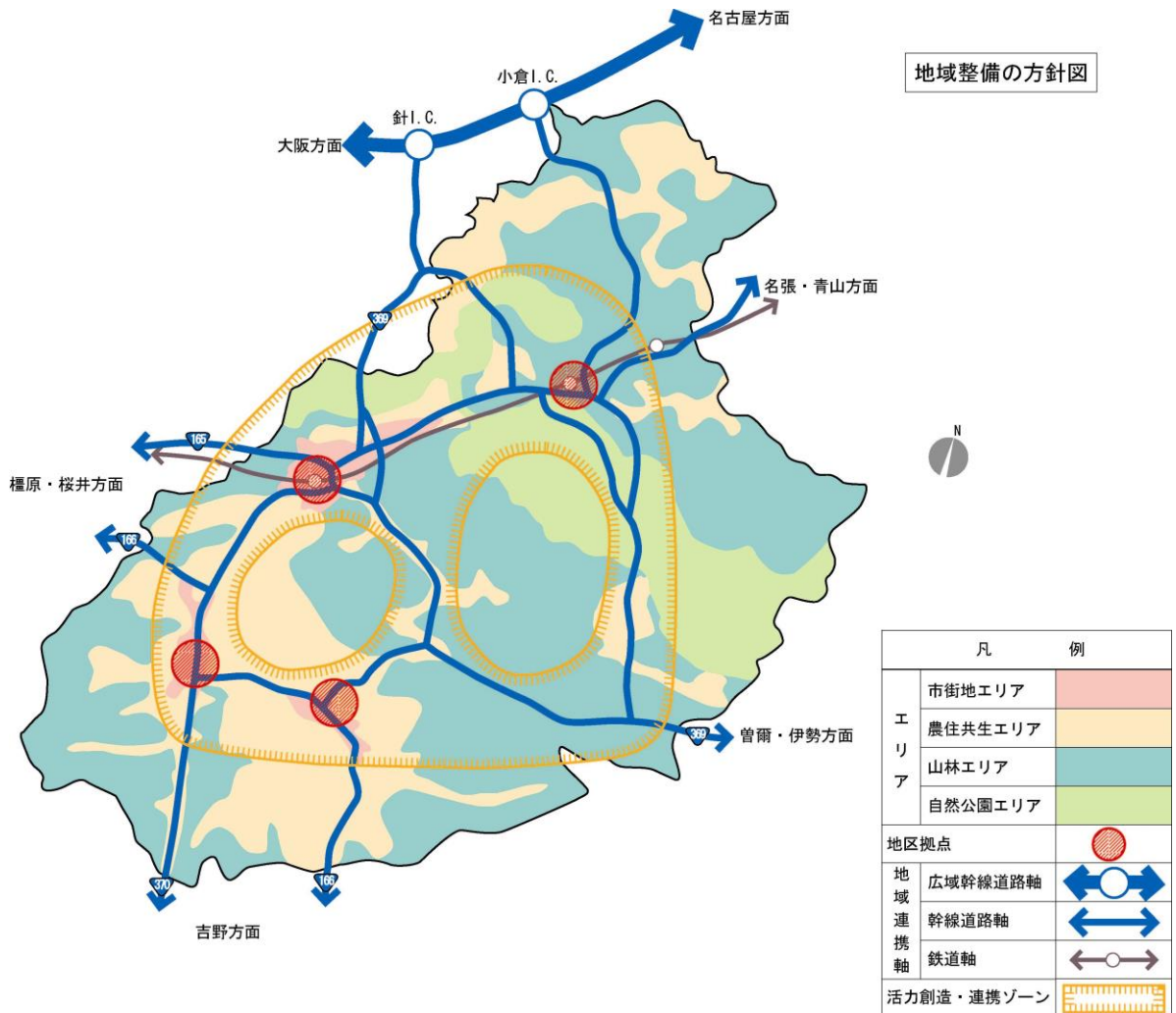
鉄道については、主要駅のターミナル機能の強化やバス等の公共交通サービス網の充実を図り、すべての人が移動しやすい、公共交通サービスを利用しやすい環境づくりをめざす。

道路については、国道を中心に地域間のネットワークの充実を図るとともに、広域幹線道路（名阪国道）との連携強化を図り、新市内のつながり強化と広域圏からのアクセス強化をめざす。

さらには、高度情報通信ネットワークの充実等を進め、地域内外の交流や都市活動の促進を図っていく。

4) 活力創造・連携ゾーン

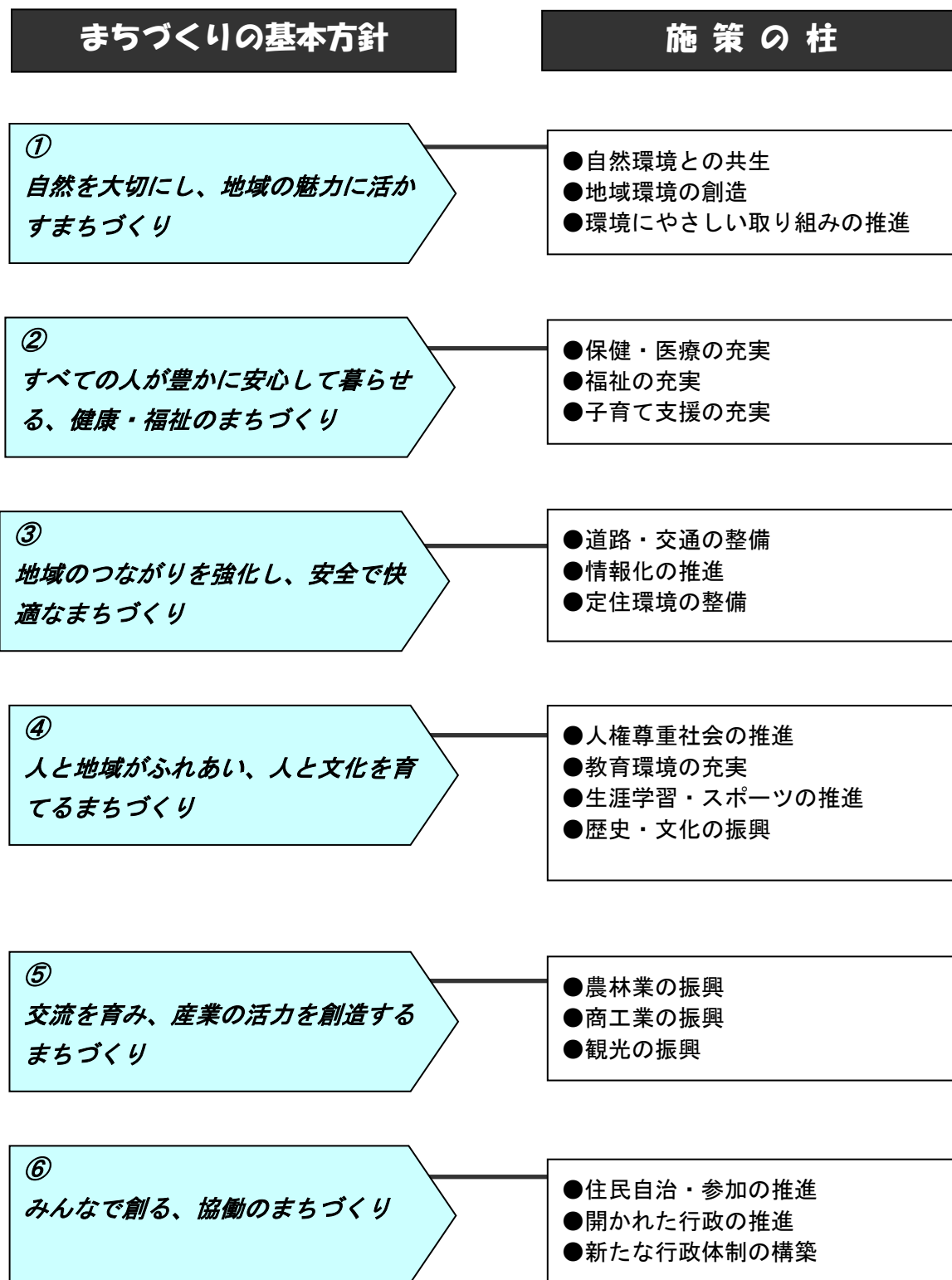
新市内の公共施設や商業等の都市機能の集積、特色ある自然・歴史文化・産業等の地域資源を積極的に活かし、「学ぶ、遊ぶ、憩う、食べる、創る」など、様々な形で地域資源に親しみ、生涯学習や各種の創造・交流活動、観光活動等が活発に行われるような、回遊性・滞留性と活力あふれるゾーンの形成をめざす。



5. 新市の主要施策

(1) 施策の体系

まちづくりの基本理念、将来像等を踏まえ、まちづくりの基本方針に対応する施策の体系を以下のように設定する。



まちづくりの基本方針

①
自然を大切にし、地域の魅力を活かすまちづくり

●自然環境との共生
・豊かな自然の保全

●地域環境の創造
・自然環境に親める空間づくり
・自然と調和した美しい景観づくり

●環境にやさしい取り組みの推進
・資源循環型社会の確立
・環境保全の推進

②
すべての人が豊かに安心して暮らせる、健康・福祉のまちづくり

●保健・医療の充実
・生涯にわたる健康づくり
・安心を支える医療体制の充実

●福祉の充実
・ふれあいのある地域福祉の充実
・安心を支える高齢者・障害者福祉の充実

●子育て支援の充実
・健やかに育てる環境づくり
・子育て家庭への支援

③
地域のつながりを強化し、安全で快適なまちづくり

●道路・交通の整備
・安全で利便性の高い道路ネットワークの形成
・人が移動しやすい公共交通サービスの充実

●情報化の推進
・高度情報活用促進の環境づくり

●定住環境の整備
・にぎわいのある市街地の整備
・良好な住環境の形成
・生活環境施設の整備・充実
・安全・安心な防災・防犯体制等の整備・充実

まちづくりの基本方針

施策の柱と主要施策

④
人と地域がふれあい、人と文化を
育てるまちづくり

●人権尊重社会の推進
・人権教育・啓発の推進
・人権擁護推進体制の充実

●教育環境の充実
・健やかな成長を育む教育環境の充実

●生涯学習・スポーツの推進
・豊かな生活を広げる生涯学習の推進
・健康と交流を高めるスポーツ活動の
推進

●歴史・文化の振興
・地域の歴史・伝統の保存と継承
・活気あふれる文化・交流の推進

⑤
交流を育み、産業の活力を創造す
るまちづくり

●農林業の振興
・地域に実る農業の創造
・豊かな森を育む林業の振興

●商工業の振興
・地域の生活を支える商業の充実
・地域産業の活性化と魅力ある就労の
場の確保

●観光の振興
・特色ある観光交流空間の充実とネッ
トワーク化
・観光もてなしと交流イベントの充実

⑥
みんなで創る、協働のまちづくり

●住民自治・参加の推進
・住民自治とコミュニティの形成の推
進
・住民参加型まちづくりの推進

●開かれた行政の推進
・多様な住民参画機会の創出

●新たな行政体制の構築
・行政組織の効率化と活性化
・効率的な行政サービスの提供

(2) 主要施策

1) 自然を大切にし、地域の魅力を活かすまちづくり

①自然環境との共生

■豊かな自然の保全

住民参加による森林の間伐や植林事業の取り組み等を進めながら、住民の森林に対する保護・保全意識の醸成に努める一方、自然災害の防止や水源涵養機能の強化のための適正な維持管理を進める。

また、河川の自然護岸や水質の保全による、生き物にやさしい川づくりを進めるとともに、限りある水資源の保全に対する住民・事業者に対する意識の高揚を図る。

②地域環境の創造

■自然環境に親しめる空間づくり

誰もが地域内の豊かな自然に憩い、親しめる空間として、自然体験型公園等の施設整備や、遊歩道によるネットワーク化を図る。

また、身近な自然空間を、環境学習や子どもたちの遊びの場として活用するため、安全に触れ親しめる場の確保と、必要な環境整備を図る。

■自然と調和した美しい景観づくり

自然や田園と調和した集落景観の形成をはじめ、山間地域の棚田等の風景や水辺を活かした美しい景観の形成を図る。

また、道路沿道等においては、地域住民による緑化や花づくりを進めるとともに、サインや広告物などの色・デザインにも配慮した個性ある地域景観の形成を図る。

③環境にやさしい取り組みの推進

■資源循環型社会の確立

日常生活や事業所活動における、ゴミや廃棄物の減量化(リデュース)・再使用(リユース)・資源の再利用(リサイクル)など、限りある資源を有効利用する実践的活動を促進する。また、その様な地域内の活動の効果を高めるため、廃棄物等の再利用及び適正処理施設の整備を図る。

さらに、家畜糞尿や木材資源を活用したバイオマスエネルギー等、自然エネルギーの活用に向けた検討を進める。

■環境保全の推進

ゴミ箱の適正配置や管理・監視体制の充実、日常的なゴミ拾い運動の展開を図るなど、ゴミや空き缶の放置やポイ捨てがされにくい環境づくりに、住民と行政が連携しながら取り組むとともに、来訪者や観光客に対するポイ捨て防止意識の啓発に努める。

また、生活排水や農薬などによる水質汚濁や、悪臭、騒音、ばい煙などの環境に与える様々な影響に対し、その防止に向けた監視体制・指導体制の強化を図る。

さらに、産業廃棄物の不法投棄を防止するため、処理業者等への監督・指導を強化する。

【新市の主要施策】

| 施策の柱 | | 主要施策 |
|-----------------|-----------------|--|
| ①自然環境との共生 | 豊かな自然の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民による森づくりの推進 ・森林の適正な維持管理 ・河川環境・水質の保全 |
| ②地域環境の創造 | 自然環境に親しめる空間づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・自然体験型公園等の整備 ワールドメイプルパークの整備 他 ・遊歩道の整備 「大師の道」の整備 ・安全な親自然空間の確保 |
| | 自然と調和した美しい景観づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・集落景観の形成 ・美しい自然景観の創造 ・個性ある沿道景観の創造 |
| ③環境にやさしい取り組みの推進 | 資源循環型社会の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ・廃棄物の減量化・再利用等の推進 ・リサイクルセンターの整備 ・一般廃棄物最終処分場の整備 ・自然エネルギーの活用検討 ・ゴミ処理施設の整備 |
| | 環境保全の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの放置・ポイ捨て監視体制の充実 ・ゴミ拾い活動等住民美化活動の推進 ・観光客に対する意識啓発 ・環境汚染監視体制・指導體制の強化 ・産業廃棄物の不法投棄の防止 |

2) すべての人が豊かに安心して暮らせる、健康、福祉のまちづくり

①保健・医療の充実

■生涯にわたる健康づくり

乳幼児から高齢者まで広く住民の健康の維持・増進を図るため、保健福祉センターの充実を図り、充実した健診の実施等を通じて、生活習慣改善等の病気予防や健康づくり等に取り組める体制の充実を図る。

また、住民一人ひとりの健康に対する自主管理意識の高揚・啓発を図るとともに、健康ボランティアの育成・支援や、地域の公園・運動施設や自然環境、さらには地域の健康食材等を活かし、様々な健康活動が地域で活発に行われるような機会の増大に取り組む。

■安心を支える医療体制の充実

高度・専門医療や新市全体の医療体制の充実など、安心できる医療環境づくりを進めるため、市立病院の整備を図るとともに、医療機関相互の連携強化による地域医療ネットワーク体制の構築を推進する。

また、医療機関等との連携強化を図り、救急医療、休日・夜間診療体制の充実に努めるとともに、カルテの電子化等により診療体制の整備を図る。

②福祉の充実

■ふれあいのある地域福祉の充実

すべての人がお互いの個性と人権を尊重しあい、地域で支え合う地域福祉社会を確立するため、地域福祉計画の策定の推進、福祉事務所の設置、保健・医療等と連携した総合的な福祉施策の推進を図るとともに、社会福祉協議会の充実や、民生委員・児童委員等の活動に対する支援を図る。

また、地域での福祉活動を強化するため、ボランティア・NPO等の育成や活動の支援に努めるとともに、互助に役立つ情報の発信や共有化に努め、地域福祉センターの整備を図る。

■安心を支える高齢者福祉、障害者福祉の充実

高齢者や障害者等が安心して暮らせるよう、福祉・保健の拠点施設として保健福祉センターの整備を図るとともに、在宅支援サービスや緊急連絡体制の充実を図る。

また、高齢者や障害者等の自立支援や生きがいづくりを図るため、シルバー人材センター・福祉作業所等の充実を図るとともに、老人クラブ等の生涯学習・交流活動の促進、世代間交流機会の増大等を図る。

③子育て支援の充実

■子どもが健やかに育つ環境づくり

市民ニーズにあわせた効率的な保育環境づくりを進めるため、将来的な子どもの減少及び地域の実情を踏まえ、保育所の整備や幼・保一体化を進めるためにこども園を整備するとともに、教育・保育内容の充実に努める。

また、子育て支援環境の充実を図るため、子育て支援のセンターの充実や保健福祉センターの整備、さらには情報ネットワークの構築を図り、育児・保育や虐待防止のための相談・対話・交流・情報交換等の支援を推進する。

【新市の主要施策】

| 施策の柱 | | 主要施策 |
|-----------|----------------------|--|
| ①保健・医療の充実 | 生涯にわたる健康づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センターの整備 保健福祉センターの建設 ・自主健康管理意識の啓発 ・健康ボランティアの育成・支援 |
| | 安心を支える医療体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・市立病院の整備 ・地域医療ネットワーク体制の構築 ・救急医療、休日夜間診療体制の充実 ・診療体制の整備 |
| ②福祉の充実 | ふれあいのある地域福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所の設置 ・社会福祉協議会の充実 ・ボランティア等の育成・支援 ・地域福祉センターの整備 |
| | 安心を支える高齢者福祉、障害者福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センターの整備 保健福祉センターの建設 ・在宅支援サービス等の充実 ・シルバー人材センター・福祉作業所等の充実 ・老人クラブ等の活動促進 |
| ③子育て支援の充実 | 子どもが健やかに育つ環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の整備、こども園の整備による一体化と充実 ・保健福祉センターの充実 ・子育て支援センターの充実 ・子育て相談体制の充実 |

3) 地域のつながりを強化し、安全で快適なまちづくり

①道路・交通の整備

■安全で利便性の高い道路ネットワークの形成

新市全体のバランスある発展と、地域内外の交流を高めていくため、国道や県道の改良整備等を促進するとともに、都市計画道路や主要な市道の整備等を進め、利便性の高い道路ネットワークを形成する。

主な路線で、交通安全施設や歩道の整備およびバリアフリー化を進めるとともに、良好な道路景観の美化を図るなど、快適で安全に移動できる魅力ある道路環境の創出に努める。

また、各種道路台帳を整備することで、道路管理体制の強化に努めるとともに、作業車の整備等により道路維持整備体制の充実を図る。

■人が移動しやすい公共交通サービスの充実

鉄道を利用しやすい環境づくりを進めるため、駅前広場や駐車場等の整備を図り、鉄道・バス・自動車相互の連携を強化する

また、誰もが移動しやすい公共交通サービスを充実するため、ネットワークの見直しも図りつつ、バスルート・サービスの維持・充実に努めるとともに、住民ニーズに対応したコミュニティバスや福祉タクシー等の導入を検討する。

②情報化の推進

■高度情報活用促進の環境づくり

様々な情報の活用と交流促進による活性化をめざし、テレビ・ラジオ・携帯電話等の通信不良地域の解消を図るとともに、新市における光ファイバーケーブル・ケーブルテレビ等の高度情報通信基盤の整備、さらには学校、図書館、公民館、市役所等の公共施設を結ぶ地域イントラネット等の整備を図る。

行政関連情報のデータベース化と共有化について、個人情報のセキュリティ対策に十分留意しつつ推進するとともに、インターネット等の高度情報通信ネットワークを通じて、様々な行政・生活情報サービスの充実や、観光・特産品情報などのPR情報の発信を図る。

また、広く市民が気軽に各種情報サービスを利用できるよう、学習機会の充実や人材育成に努める。

③定住環境の整備

■にぎわいのある市街地の整備

市街化区域においては、道路・下水道・公園等の都市基盤の整備と併せて、良好な市街地環境の整備・誘導を図る。

また、特に、新市の中心駅である榛原駅周辺では、駅前広場や駐車場など公共施設の整備や、魅力ある住宅・商業施設等の充実を図り、新市の玄関口にふさわしいにぎわいと活力ある市街地環境形成を図るとともに、奈良県とのまちづくり連携事業の推進を図る。

■良好な住環境の形成

大宇陀町・榛原町等の昔の面影を残す建物や史跡等が見られる歴史的市街地においては、その歴史的景観に配慮しながら、住民の参画のなかで街なみの保全・整備に努め、個性豊かな市街地の形成を図る。

また、公営住宅については、改修や建替えにより、居住ニーズに応じた高齢者や障害者等にも住みやすい住宅供給に努める。

さらには、定住促進を図っていくため、豊かな自然環境を活かした低廉な住宅地整備や、空き家等を活かした住宅提供、Uターン等に対する住宅取得支援等について、導入検討を図る。

■生活環境施設の整備・充実

快適な定住環境づくりを進めていくため、水道未普及地域の解消、公共下水道等の整備を図るなど、生活環境施設の充実に努める。

集会所などのコミュニティ施設の整備支援を図るとともに、特色のある公園緑地の整備を図る。

また、老朽化している火葬場（斎場）の整備を図る。

■安全・安心な防災・防犯体制等の整備・充実

市民の安全な暮らしを確保していくため、急傾斜地や河川等の危険箇所について、治山・治水事業による計画的な改修・整備に努めるとともに、災害時における円滑な避難・防災活動が行えるよう、地域防災計画に基づき、防災拠点施設や情報通信システム等の整備、さらには消防組織との連携による地域の自主防災組織・体制の充実に努める。

また、犯罪の多様化傾向に対応して、地域と警察等が連携しつつ、地域防犯体制・活動の充実や防犯意識の高揚に努める。

【新市の主要施策】

| 施策の柱 | | 主要施策 |
|-----------|----------------------|--|
| ①道路・交通の整備 | 安全で利便性の高い道路ネットワークの形成 | <ul style="list-style-type: none"> ・市道等の整備 都市計画道路東町西峠線、深野中央線、室生山田西出線、小原小倉線 他 ・林道の整備 赤埴カトラ線 他 ・農道の整備 大野向渕線 他 ・魅力ある道路環境の創出 ・各種道路台帳の整備 ・道路維持整備体制の充実 |
| | 人が移動しやすい公共交通サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場整備と鉄道・バスの連携強化 榛原駅前・駅周辺の整備、榛原駅エレベーター設置 ・バス交通の維持・充実 |
| ②情報化の推進 | 高度情報活用促進の環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビ等情報通信基盤の整備 ・公共施設間の情報ネットワークの充実 ・行政情報の共有化 ・生活に密着した情報サービスの充実 ・情報利用学習の推進 |
| ③定住環境の整備 | にぎわいのある市街地の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地環境の整備・誘導 ・駅周辺整備の推進 |
| | 良好な住環境の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的街並みの保全・整備 松山地区街なみ整備 ・高齢者等に配慮した公営住宅の整備等 ・特性を活かした住宅の導入検討 |
| | 生活環境施設の整備・充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道等の整備 浄化槽の設置整備 ・水道未普及地域の解消 ・特色ある公園の整備 心の森総合福祉公園、宇陀川公園、榛原フレンドパーク 他 ・集会所等の整備 ・火葬場（斎場）の整備 |
| | 安全・安心な防災・防犯体制等の整備・充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・治山・治水事業の推進 ・防災拠点施設等の整備 ・自主防災組織・体制の充実 ・地域防犯体制・活動の充実 ・防犯意識の高揚 |

【主な県事業】

| 施策の柱 | | 主要施策 |
|-----------|----------------------|--|
| ①道路・交通の整備 | 安全で利便性の高い道路ネットワークの形成 | <ul style="list-style-type: none"> ・国道の整備（国道 165 号、166 号、369 号） ・県道の整備 県道宇太三茶屋線、榛原菟田野御杖線、吉野室生寺針線、上笠間三本松停車場線、都祁名張線、上笠間八幡名張線 |
| ③定住環境の整備 | 生活環境施設の整備・充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・特色ある公園の整備（アニマルパーク） |
| | 安全・安心な防災・防犯体制等の整備・充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・治山・治水事業の推進 宇陀川、宇賀志川 砂防対策、地すべり防止対策、急傾斜地崩壊対策 |

4) 人と地域がふれあい、人と文化を育てるまちづくり

①人権尊重社会の推進

■人権教育・啓発の推進

人権尊重の社会の実現と、健全で多彩な交流促進に向け、関係機関との連携を図りつつ、人権教育の推進を図る。

また、人権尊重のための適切な情報提供や啓発活動等を通じて、人権意識の高揚を図る。

■人権擁護推進体制の充実

同和問題の解決、男女共同参画の推進、児童虐待等への対策、心身障害者福祉の推進、在日外国人への正しい理解の醸成など、関係機関との連携のもと、人権尊重と擁護に向けての総合的な取り組みの推進を図る。

また、人権尊重に対する正しい理解と認識の醸成や、交流活動など、様々な機会を通じた住民参加を進め、人権尊重の明るいまちづくりを進める。

②教育環境の充実

■健やかな成長を育む教育環境の充実

未来を担う子どもたちの生きる力や思いやり、個性や創造性を育くむため、こども園・保育所との連携や一体化を図りつつ、幼稚園施設の環境改善に努めるとともに、ふれあい教育環境や幼児教育内容の充実を図る。

安全で快適な学校教育環境の確保を図るため、学校施設の改善や給食センターの整備を図るとともに、特色ある学校教育の推進に向けて、教職員の資質向上や、教育相談・カウンセリングの充実、情報化・国際化等への対応や地元への愛着心を醸成する体験学習・環境教育等の教育カリキュラムの充実等を図る。

また、安全な通学・通園環境の整備を図るとともに、スクールバスの整備等により通学・通園体制の充実に努める。

③生涯学習・スポーツの推進

■豊かな生活を広げる生涯学習の推進

住民一人ひとりの可能性と生活の豊かさを広げる生涯学習の推進を図るため、既存の公民館や図書館などの機能の充実と生涯学習関連施設・情報のネットワーク化を図る。

また、生涯学習活動の活発化と施設利用の促進を図るため、多様な生涯学習講座やイベントの拡充を図るとともに、指導者等の確保と育成に努める。

■健康と交流を高めるスポーツ活動の推進

多くの住民が生涯を通じて身近にスポーツや健康づくり活動を行い、また、スポーツ活動を通じて、健全な心身の育成やコミュニティの増進等が図れるよう、スポーツ施設の拡充や設備等の充実、さらには既存の運動施設や学校施設等の利活用の促進を図る。

また併せて、スポーツイベントの拡充や、スポーツ活動団体・指導者・ボランティア等の確保と育成に努める。

④歴史・文化の振興

■地域の歴史・伝統の保存と継承

地域固有の歴史や文化を守り、住民の地域への愛着や誇りを育んでいくため、地域で育まれてきた文化財・伝統芸能・美術・祭り・行事・人物等に関する資源・資料・情報等について、保存・保管を図るとともに、わかりやすく紹介するような環境整備を進める。

このため、埋蔵文化財や郷土資料を展示する場の整備を図るとともに、歴史的な町並み等の保存を図る。

■活気あふれる文化・交流の推進

芸術・文化の香り高い地域づくりを推進するため、文化団体や住民グループ、芸術家等との連携や支援に努め、地域の多彩な自然等の資源を活用した芸術・創作イベントの拡充を図るとともに、そうした住民活動等の活性化を図る。

青少年の健全育成と若者主体の交流活動の活発化を図るため、青少年の文化・スポーツ活動、サークル活動、ボランティア活動等地域の様々な活動への参加を促進する。

また、新市全体が一体となった新たな交流イベントの創造や、国際交流、広域交流の促進を図り、対外的なPRや情報発信の推進を図る。

【新市の主要施策】

| 施策の柱 | | 主要施策 |
|---------------|--------------------|--|
| ①人権尊重社会の推進 | 人権教育・啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の推進 ・人権尊重に関する情報提供・啓発活動の充実 |
| | 人権擁護推進体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による総合的な人権擁護の推進 ・住民参加による人権尊重のまちづくり |
| ②教育環境の充実 | 健やかな成長を育む教育環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・こども園・保育所と連携した幼稚園施設の環境改善 ・幼児教育内容の充実 幼稚園・こども園建設・改修事業 ・学校教育環境の充実 小学校統合整備、給食センター建設、小中学校大規模改修、屋内運動場の整備・改修 ・地域学習等の特色あるカリキュラムの充実 ・安全な通学（園）環境の整備 ・通学（園）体制の充実 |
| ③生涯学習・スポーツの推進 | 豊かな生活を広げる生涯学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存公民館・図書館等の機能の充実 美術室・図書室の整備 ・図書館等ネットワークの構築 ・講座等の充実や指導者等の育成 |
| | 健康と交流を高めるスポーツ活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の拡充や設備等の充実 健民運動場整備、総合運動公園整備 ・地域スポーツイベントの拡充 ・指導者・ボランティア等の確保と育成 |
| ④歴史・文化の振興 | 地域の歴史・伝統の保存と継承 | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的街並みの保全・整備 松山地区の街なみ保全・整備 ・埋蔵文化財・郷土史料等の展示 美術室・図書室の整備 ・伝統文化の保存・継承・発掘 宇陀松山城跡保存整備 |
| | 活気あふれる文化・交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・芸術活動等拠点の整備 ・農業文化等拠点の整備 ・住民・文化団体等への活動支援 ・新市の新たな交流イベントの開催 ・国際・広域的な交流イベントの開催 |

5) 交流を育み、産業の活力を創造するまちづくり

①農林業の振興

■地域に実る農業の創造

農業の効率的な生産・管理を図るため、農用地等の保全や農業生産基盤の整備を図るとともに、農地の集約化や、都市住民等による農地の保全活動の推進など、多面的な取り組みを進める。

また、市場の安定確保・拡大化や就業魅力の向上を図るため、特産品の生産育成や、担い手の育成等を図るとともに、有機栽培・低農薬栽培等の安全・安心な農作物の推進や、新たなブランド品・加工品等の研究・開発の促進を図る。

さらには、農産物直販施設の充実や、オーナー制度等の展開、農業体験・交流機会の増大、インターネット等を活用した PR や販売の促進、地元産品を地域内で消費する地産地消の取り組み強化等を図る。

■豊かな森を育む林業の振興

林業生産基盤の維持・充実と適正管理を図るため、林道等の整備や、保育・育林事業の推進を図る。

また、地域林業の活性化を図るため、観光客・ボランティア等による山林保全活動の推進も含めて、担い手確保のための対策を図るとともに、良質材の育成、除間伐材等の有効利用の促進、公共施設を中心とした地域内利用の推進等を図る。

さらには、新たな特産品・加工品の研究・開発の促進や、林業体験・交流機会の増大を図るなど、多面的な取り組みを進める。

②商工業の振興

■地域の生活を支える商業の充実

商業サービス環境の充実と賑わいの創出を図るため、榛原駅等の主要な駅周辺や幹線道路沿道等において、交通条件を活かした魅力ある店舗の誘致を進める。

また、既存商店街等において、経営改善等の指導等に努めるとともに、地域に密着したきめ細かな商業サービスの充実、各種販売促進イベントの開催、空き店舗の有効活用、道路・駐車場等の環境の充実等を図ることにより、地元商業機能の強化・充実を図る。

■地域産業の活性化と魅力ある就労の場の確保

地元企業の活性化を図るため、経営の合理化、人材育成、製品等の付加価値化等に対し、企業間交流の促進や指導・支援体制の充実に努める。特に、地域産業の拠点となる産業振興センターの機能を充実させ、木材関連産業や毛皮革産業などの地場産業における経営指導の強化を図るとともに、新たな加工品等の研究・開発等を連携して進めていくなど、特色ある産業の活性化を図る。

また、雇用拡大や若者定住につながる魅力ある雇用機会の創出を図るため、県営工業団地の誘致を進めるとともに、豊かな森林資源等を活かした新たな産業・起業の支援や、福祉等に関連するコミュニティビジネス、やすらぎある自然環境を活かしたSOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）など、新たな雇用・就業形態の創出に対する起業支援を図る。

さらには、特色ある地域産業の振興を積極的に進めるため、新たな産業支援機構を創設し、産・官・学および農林商工の連携強化を図るとともに、新たな産業の創出や起業家支援の充実を図る。

③観光の振興

■特色ある観光交流空間の充実とネットワーク化

既存の観光施設・資源を有効活用した新市内観光交流人口の増大を図るため、既存観光拠点施設・資源周辺において、アクセス道路・駐車場・トイレ等の利便施設の充実を図るとともに、案内板・休憩施設等の充実や、地域の特色ある景観「宇陀百景づくり」の創出に取り組み、個性と魅力ある観光地を形成する。

また、地域の多彩な自然や歴史、農林業及びスポーツ等に一層親しめるような観光地づくりをめざし、農林業体験や宿泊体験、自然・農林業素材等を活かした創作活動、飲食・物販機能の充実やスポーツツーリズムなど、多面的なレクリエーション環境の整備・充実を図る。

さらには、回遊性の高い魅力ある観光地とするため、多彩な観光関連施設・資源を結ぶモデルルートの実現を図り、周辺都市との連携にも留意した観光ネットワークの構築を図る。

■観光もてなしと交流イベントの充実

地域内外で観光資源等が盛んに利用されるような賑わいある観光地づくりをめざし、観光協会や商工会と連携しつつ、ホームページや鉄道駅・道の駅等を活用した観光PRの強化、観光マップやパンフレットの充実など、PR活動の強化を図る。

また、観光案内ボランティアや農林業体験の指導者の育成支援を図るなど、地域の良さを十分に楽しめるような、もてなしサービス体制の充実を図る。

さらには、四季折々の豊かな自然体験や花めぐり、収穫祭など、多種多様な特色ある体験・交流活動が行えるようなイベントプログラムの充実や、周辺都市・大都市との交流企画など、交流イベントの強化を図る。

【新市の主要施策】

| 施策の柱 | | 主要施策 |
|---------|-----------------------|--|
| ①農林業の振興 | 地域に実る農業の創造 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤の整備 ・農道の整備 大野向瀏線 他 ・安全な農作物の推進や、特産品・加工品の生産育成と開発 ・直販施設の充実やPR促進 ・地産地消の推進 ・農業文化等拠点の整備 ・新たな産業支援機構の創設 |
| | 豊かな森を育む林業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・林道等林業生産基盤の整備 赤埴カトラ線 他 ・計画的な森林の育成・管理 ・木材の地域内有効活用の促進 ・林業の体験及び担い手育成 ワールドメイプルパークの整備 ・特産品・加工品の開発 ・新たな産業支援機構の創設 |
| ②商工業の振興 | 地域の生活を支える商業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・主要駅・幹線道路沿道等における魅力ある店舗の誘致促進 ・魅力ある商店街の形成 ・経営相談・指導体制の強化 |
| | 地域産業の活性化と魅力ある就労の場の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興センターの充実 ・地元企業の指導・支援体制の充実 ・商品付加価値化の研究・交流の促進 ・自然等の地域特性を活かした起業の育成・支援 ・新たな産業支援機構の創設 |
| ③観光の振興 | 特色ある観光交流空間の充実とネットワーク化 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存観光施設等周辺環境の整備・充実 (道路・駐車場・トイレ・案内板等) 観光駐車場整備 ・特色あるモデル景観「宇陀百景」の整備 ・新たな観光拠点の整備 ・モデル観光ルートの整備・充実 「大師の道」遊歩道整備 |
| | 観光もてなしと交流イベントの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光PRの強化 ・ボランティアガイド等の育成支援 ・自然・歴史・農林業等の地域資源を活かしたイベントプログラムの充実 |

【主な県事業】

| 施策の柱 | | 主要施策 |
|---------|------------|--|
| ①農林業の振興 | 地域に実る農業の創造 | <ul style="list-style-type: none"> ・農道の整備 ふるさと農道、一般農道 |

6) みんなで創る、協働のまちづくり

①住民自治・参加の推進

■住民自治とコミュニティの形成の推進

地域の特性や課題に応じた住民自治の促進とコミュニティ形成の強化を図るため、自治会等の自治組織活動の強化に努めるとともに、女性の会、老人クラブ、子ども会等の活動の活性化に向けての支援を行う。

また、積極的な住民自治・地域自治活動の活性化を図るため、新たな住民自治・地域自治のしくみづくりについて、検討を進めるとともに、地域コミュニティ施設の整備を図る。

■住民参加型まちづくりの推進

住民と行政が協力しつつ、住民主体のまちづくりを推進するため、住民のまちづくりに対する参画意識の醸成を図るとともに、まちづくりリーダーの育成に努める。

また、環境・景観・福祉・教育・防災・防犯など様々な分野における住民相互の交流や互助活動、まちづくり活動等の活性化を図るため、まちづくりに関するアドバイザーの派遣や、NPO・ボランティア活動等の支援、地域の特色を活かしたモデル的な住民主体のまちづくり事業に対する支援等について、制度の確立と充実に努める。

さらには、新市全体の一体性の強化と各地域の特性を活かした活性化を推進するため、基金を造成し、旧町村単位や新市全体でのコミュニティ・イベント活動や住民活動等に対して積極的な支援を図る。

②開かれた行政の推進

■多様な住民参画機会の創出

市民の多様な参画と協力によるまちづくりを進めるため、インターネット等の様々な広報媒体を活用しつつ、行政情報の公開を推進するとともに、各種懇談会、モニター制度など多様な参画機会を通じた住民ニーズの把握と対話を推進する。

また、住民や地域の意向を、政策に有効に反映していくための仕組みの強化に努めるとともに、女性の参画機会の増大など、男女共同参画の社会づくりを推進する。

③新たな行政体制の構築

■行政組織の効率化と活性化

住民ニーズに応じた効果的・効率的な組織運営をめざし、職員定数適正化や適正配置の推進を図るとともに、職員の資質向上に努める。

また、地域バランスや住民サービスに留意した行政組織体制を図るため、庁舎機能の充実や、行政組織全体の情報ネットワーク化、住民窓口サービスの維持・向上等を図る。

■効率的な行政サービスの提供

効果的・効率的な施策・事業運営を図るため、限られた財源の中で進めるべき各種施策・事業評価を行う行政施策評価システムの導入を進めるとともに、民間活力の導入を検討する。

【新市の主要施策】

| 施策の柱 | | 主要施策 |
|-------------|-------------------|--|
| ①住民自治・参加の推進 | 住民自治とコミュニティの形成の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治組織活動の強化と支援 ・女性の会、老人クラブ等の活動支援 ・新たな住民自治・地域自治のしくみづくりの検討 ・地域コミュニティ施設の整備 |
| | 住民参加型まちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民参画意識の醸成 ・まちづくりリーダーの育成 ・NPO・ボランティア等の活動支援 ・アドバイザーの派遣 ・住民のまちづくり事業の支援 ・基金の造成 |
| ②開かれた行政の推進 | 多様な住民参画機会の創出 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政情報の公開推進 ・多様な広報活動の充実 ・広聴活動の充実 ・男女共同参画の推進 |
| ③新たな行政体制の構築 | 行政組織の効率化と活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員定数の適正化と適正配置の推進 ・職員の資質の向上 ・庁舎機能の充実と総合的な情報ネットワーク化の推進 |
| | 効率的な行政サービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政施策評価システムの導入 ・民間活力の導入検討 |

新市として重点的に取り組む事業

新市においては、以下のような事業に重点的に取り組み、定住魅力と自立性の強化、さらには住民・行政の協働によるまちづくりの推進を積極的に推進していくものとする。

■保健・医療体制の強化

市立病院の整備

安心できる医療環境づくりを進めるため、総合病院（市立病院）の整備を図り、高度・専門医療等の充実を図るとともに、医療機関相互の連携強化により新市全体における地域医療ネットワーク体制の構築を推進する。

■情報を利用しやすい環境づくり

CATVの整備
(ケーブルテレビ等)

様々な情報の活用と交流促進による新市全体の活性化を図るため、新市におけるケーブルテレビ等の高度情報通信基盤の整備を図り、テレビ難視聴地域等の解消や、充実した生活関連情報等の提供、および新市内外の交流促進を図る。

■資源循環型社会の推進

一般廃棄物最終処分場
およびリサイクルセンターの整備

資源循環型社会の実現を推進するため、適正な廃棄物処理や資源の有効利用を推進する拠点施設として、一般廃棄物最終処分場およびリサイクルセンターの整備を推進する。

■特色ある産業振興体制の充実

産業支援機構の創設

特色ある地域産業の振興を図るため、産・官・学一体となった産業支援機構を創設し、農林業・地場産業等の普遍的な基盤確立や関係機関の連携強化、農林商工を横断した新産業の創出に努めるとともに、起業家支援の充実を図る。

■交流と住民参加の推進

基金の造成

新市全体の一体性の強化と各地域の特性を活かした活性化を推進するため、基金を造成し、旧町村単位や新市全体でのコミュニティ・イベント活動や住民活動等のソフト施策に対して積極的な支援を図る。

(3) 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域特性や地域バランスなどを考慮しながら、逐次検討していくことを基本とする。

新たな公共施設の整備にあたっては、住民のニーズを踏まえた投資効果について十分議論し、現公共施設の複合的な利用や相互利用の促進を図るなどの検討を行い、効率的な整備に努めるものとする。

また、管理運営については、民間活力を積極的に導入することで利便性の向上や経費の節減を図るとともに、不用の施設については、解体（撤去）することを基本とする。

なお、合併後の庁舎については、地域バランスや住民サービスに留意した行政組織体制を図るため、既存庁舎を有効活用した庁舎ネットワークの構築を図るものとし、本庁舎（旧榛原町役場）と支所（大宇陀町・菟田野町・室生村）を相互に連絡する行政組織全体の情報ネットワーク化と、住民窓口サービスや住民活動支援機能の維持・向上等を図る。

6. 財政計画

(1) 前提条件

財政計画は、新市として歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績等により、今後も健全な財政運営を行うことを基本とし、普通会計ベースで策定した。

なお、歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりである。

1) 歳入

①地方税

過去の実績、今後の人口推計等を踏まえ、現行制度を基本として算定している。

②譲与税・交付金

過去の実績等を踏まえ、現行制度を基本として算定している。

③地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替え）により算出し、新市まちづくり計画に基づく事業に対する普通交付税措置分などを見込んで推計している。

特別交付税については、過去の実績等を参考に推計している。

④分担金及び負担金

過去の実績等により算定している。

⑤使用料及び手数料

過去の実績等を踏まえて算定している。

⑥国庫支出金、県支出金

過去の実績等を基本に、新市まちづくり計画に基づく事業にかかる分、合併にかかる財政支援及び事務移管分を見込んで推計している。

⑦繰入金

財政調整基金等の繰入金を活用している。

⑧地方債

新市まちづくり計画に基づく合併特例債やその他の起債の発行を見込んで推計している。

2) 歳出

①人件費

合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減等を見込んで推計している。

②物件費

過去の実績等を参考に、合併による事務経費の削減効果を見込んで推計している。

③扶助費

過去の実績等を参考に、高齢化等の社会経済情勢の変化を見込んで推計している。

④補助費等

過去の実績等を参考に推計している。

⑤普通建設事業費

新市まちづくり計画における主要事業を中心とした普通建設事業費を見込んで計上している。

⑥積立金

過去の実績等を見込んで計上している。

⑦公債費

令和元年度までの地方債にかかる元利償還予定額に令和2年度以降の新市まちづくり計画における主要事業の実施に伴う地方債の元利償還見込み額を加えて推計している。

⑧繰出金

過去の実績等を参考に、各種特別会計事業への繰出金を見込んで推計している。

(2) 歳入・歳出計画

1) 歳入

【単位：百万円】

| 区 分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地 方 税 | 3,024 | 3,305 | 3,255 | 3,083 | 2,991 | 2,964 | 2,869 | 2,836 | 2,784 | 2,750 |
| 譲与税・交付金 | 1,226 | 866 | 837 | 794 | 782 | 742 | 648 | 676 | 680 | 927 |
| 地 方 交 付 税 | 8,450 | 8,181 | 8,756 | 8,850 | 9,384 | 9,525 | 9,011 | 9,187 | 9,002 | 8,974 |
| 普通交付税 | 7,103 | 6,974 | 7,533 | 7,700 | 8,182 | 8,260 | 7,828 | 7,971 | 7,831 | 7,802 |
| 特別交付税 | 1,347 | 1,207 | 1,223 | 1,150 | 1,202 | 1,265 | 1,183 | 1,216 | 1,171 | 1,172 |
| 分担金及び負担金 | 172 | 172 | 162 | 168 | 177 | 164 | 158 | 155 | 147 | 175 |
| 使用料及び手数料 | 405 | 343 | 358 | 429 | 396 | 342 | 383 | 362 | 339 | 318 |
| 国・県支出金 | 2,445 | 2,677 | 2,253 | 3,330 | 3,287 | 2,798 | 2,653 | 2,961 | 3,020 | 3,084 |
| 繰 入 金 | 857 | 148 | 112 | 430 | 380 | 20 | 27 | 15 | 135 | 32 |
| 地 方 債 | 2,828 | 3,275 | 2,217 | 1,995 | 2,114 | 1,881 | 2,251 | 2,227 | 2,229 | 2,500 |
| そ の 他 | 507 | 442 | 517 | 583 | 1,209 | 874 | 1,153 | 1,231 | 976 | 689 |
| 歳入合計 | 19,914 | 19,409 | 18,467 | 19,662 | 20,720 | 19,310 | 19,153 | 19,650 | 19,312 | 19,449 |

| 区 分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地 方 税 | 2,737 | 2,723 | 2,655 | 2,629 | 2,586 | 2,436 | 2,402 | 2,436 | 2,435 | 2,415 |
| 譲与税・交付金 | 769 | 800 | 835 | 854 | 935 | 946 | 997 | 997 | 1,009 | 1,009 |
| 地 方 交 付 税 | 8,669 | 8,455 | 8,180 | 8,243 | 8,295 | 8,162 | 8,117 | 8,125 | 8,130 | 8,182 |
| 普通交付税 | 7,558 | 7,290 | 7,052 | 7,132 | 7,235 | 7,102 | 7,057 | 7,065 | 7,070 | 7,122 |
| 特別交付税 | 1,111 | 1,165 | 1,128 | 1,111 | 1,060 | 1,060 | 1,060 | 1,060 | 1,060 | 1,060 |
| 分担金及び負担金 | 163 | 156 | 166 | 146 | 123 | 123 | 120 | 118 | 115 | 112 |
| 使用料及び手数料 | 290 | 289 | 305 | 272 | 218 | 264 | 244 | 243 | 258 | 239 |
| 国・県支出金 | 3,019 | 2,885 | 2,880 | 2,928 | 6,858 | 3,205 | 2,950 | 2,789 | 2,811 | 2,661 |
| 繰 入 金 | 453 | 746 | 727 | 889 | 838 | 1,012 | 458 | 635 | 564 | 459 |
| 地 方 債 | 1,797 | 2,196 | 1,961 | 2,021 | 2,234 | 2,052 | 3,129 | 3,417 | 3,128 | 3,190 |
| そ の 他 | 1,008 | 852 | 852 | 619 | 607 | 368 | 285 | 283 | 277 | 276 |
| 歳入合計 | 18,905 | 19,102 | 18,561 | 18,601 | 22,694 | 18,568 | 18,702 | 19,043 | 18,727 | 18,543 |

2) 歳出

【単位：百万円】

| 区 分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人 件 費 | 4,948 | 4,721 | 4,335 | 4,291 | 4,476 | 3,966 | 3,892 | 3,688 | 3,613 | 3,584 |
| 物 件 費 | 2,190 | 2,120 | 1,941 | 1,935 | 1,847 | 1,927 | 1,968 | 2,037 | 2,134 | 2,347 |
| 扶 助 費 | 1,467 | 1,448 | 1,527 | 1,646 | 1,956 | 2,038 | 2,133 | 2,173 | 2,384 | 2,395 |
| 補 助 費 等 | 1,931 | 1,778 | 2,327 | 2,978 | 2,404 | 2,340 | 2,424 | 2,628 | 2,700 | 2,619 |
| 普通建設事業費 | 2,125 | 2,150 | 2,183 | 2,202 | 2,024 | 1,481 | 2,038 | 2,442 | 2,610 | 2,424 |
| 積 立 金 | 1,223 | 1,315 | 160 | 323 | 855 | 569 | 325 | 631 | 243 | 103 |
| 公 債 費 | 4,043 | 3,851 | 4,188 | 4,180 | 4,656 | 4,007 | 3,635 | 3,625 | 3,489 | 3,372 |
| 繰 出 金 | 1,772 | 1,668 | 1,550 | 1,412 | 1,402 | 1,428 | 1,467 | 1,526 | 1,567 | 1,770 |
| そ の 他 | 124 | 240 | 117 | 331 | 540 | 652 | 496 | 167 | 190 | 140 |
| 歳出合計 | 19,823 | 19,291 | 18,328 | 19,298 | 20,160 | 18,408 | 18,378 | 18,917 | 18,930 | 18,754 |

| 区 分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人 件 費 | 3,476 | 3,317 | 3,330 | 3,422 | 3,785 | 3,771 | 3,448 | 3,566 | 3,579 | 3,343 |
| 物 件 費 | 2,327 | 2,470 | 2,380 | 2,474 | 2,759 | 2,500 | 2,175 | 2,175 | 2,175 | 2,175 |
| 扶 助 費 | 2,524 | 2,620 | 2,559 | 2,559 | 2,634 | 2,606 | 2,598 | 2,596 | 2,593 | 2,591 |
| 補 助 費 等 | 2,328 | 2,644 | 2,547 | 2,529 | 6,198 | 3,010 | 2,901 | 3,053 | 2,774 | 2,788 |
| 普通建設事業費 | 1,874 | 1,855 | 1,136 | 1,678 | 2,438 | 1,766 | 2,802 | 2,949 | 3,008 | 3,007 |
| 積 立 金 | 631 | 482 | 634 | 477 | 616 | 384 | 340 | 340 | 363 | 346 |
| 公 債 費 | 3,094 | 2,874 | 2,646 | 2,874 | 2,491 | 2,611 | 2,514 | 2,443 | 2,405 | 2,532 |
| 繰 出 金 | 2,100 | 1,860 | 1,878 | 1,866 | 1,523 | 1,592 | 1,542 | 1,554 | 1,564 | 1,575 |
| そ の 他 | 154 | 414 | 1,139 | 517 | 250 | 328 | 382 | 367 | 266 | 186 |
| 歳出合計 | 18,508 | 18,536 | 18,249 | 18,396 | 22,694 | 18,568 | 18,702 | 19,043 | 18,727 | 18,543 |

新市まちづくり計画

平成17（2005）年2月

編集・発行／大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村合併協議会

平成28（2016）年3月

令和3（2021）年3月

変更／宇陀市